



## 医療費控除を申告される方へ 重要なお知らせ

平成30年度（平成29年分）の市民税・府民税申告から、「医療費控除の明細書」の提出が必要となり、医療費の領収書の提出または提示は不要です。ただし、明細書の記入内容の確認のため、申告期限等から5年間、領収書（医療費通知に係るものを除く）の提示または提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。  
 ※令和2年度（令和元年分）までは、明細書がなくても領収書の提出または提示により申告することができますが、令和3年度（令和2年分）からは明細書の提出が必須となり、領収書では受付不可となりますのでご注意ください。

### ◎医療費控除の明細書 記載要領◎

#### 1.医療費通知に関する事項

(1)	(2)	(3)
医療費通知に記載された医療費の額	(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
200,000 円 <sup>㊦</sup>	172,000 円	① 円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し合計額を記入します。  
 ※医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(2)の医療費について、生命保険契約、損害保険契約または、健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

#### 2.医療費（上記以外）の明細

その年中に自己または、生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。家族で同じ病院・薬局で支払った場合は合計せず、医療を受けた方、病院・薬局ごとに分けて記入してください。

※「1.医療費通知に関する事項」に記入したのものについては、記入しないでください。

例) 摂津太郎さんが〇〇病院に通院した場合  
 4月23日 診療：9,500円 通院費（××電車、△△バス）往復980円  
 7月21日 診療：5,500円 通院費（××電車、△△バス）往復980円  
 〇〇病院計：15,000円 通院費計：1,960円

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
摂津 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療口介護保険サービス	15,000円	
		<input type="checkbox"/> 医療品購入口その他の医療費		
摂津 太郎	××電車・△△バス	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療口介護保険サービス	1,960円	
		<input type="checkbox"/> 医療品購入口その他の医療費		

医療を受けた人の氏名を記入します。

診療を受けた病院や、公共交通機関での通院費、医薬品を購入した薬局などの名称を記入します。

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

医療費控除の対象となる金額を記入します。

支払った医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

### ◎提出または提示が必要な書類◎

◎この「医療費控除の明細書」（提出）※令和2年度（令和元年分）までは、領収書の添付または提示で代用できます。

◎医療費通知（提出）※「1.医療費通知に関する事項」に記入した書類に限ります。

◎保険等で補てんされた金額を証する書類（提出または提示）

この明細書は、医療費控除の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

